

国自整第7号の2

令和2年4月3日

全国自動車教育研究会 会長 殿

国土交通省自動車局

整備課長



新型コロナウイルス対策に係る一種養成施設における対応について

平素、国土交通行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス対策に係る令和元年度的一种養成施設における対応については、「新型コロナウイルス対策に係る一种養成施設における対応について」（令和2年3月3日付け、国自整第307号）において通知しているところですが、未だその影響が継続している状況に鑑み、その影響が収束するまでの間は、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（平成8年自整第157号）」（以下、「依命通達」という。）に定められる一种養成施設における自動車整備士養成課程の取扱いについて、別紙のとおり取り扱うことができることとします。

なお、本取扱いにより養成課程を変更する場合には、自動車整備士技能検定規則第6条の18第4項による変更届は不要とするものの、措置を講じた養成内容について書面等により記録を残す必要がありますので了知願います。

自動車整備士一種養成施設の養成課程等の取扱い

1. 学科及び実習の方法について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、いわゆる3密（換気の悪い密閉空間、多くの方が密集、近距離での会話や発話）を回避するため、通常行われている授業形態に加え、自宅学習による課題提出や多様なメディアを高度に活用して行う授業（実習についても養成施設が同等と判断する方法により実施することが可能。以下「遠隔授業」という。）を活用する等により養成することは差し支えない。ただし、可能な限り通常行われている教育と同等の効果を確保することができるよう留意すること。

2. 一級自動車整備士養成課程における体験実習について

一級自動車整備士養成課程については、「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（平成8年自整第157号）」（以下「依命通達」という。）において学科及び実習に加え、体験実習（いわゆるインターン）を実施することを規定している。しかし、新型コロナウイルス感染防止の影響により、自動車特定整備事業者において実施することが困難である場合は、外部の認証工場の従業員を講師として招き、実習を行うために認証を取得した自らの認証事業場において実施することができる。ただし、体験実習の狙いとしては、卒業後の実務を体験させることで、通常の養成施設における実習では得難い経験を得ることを目的としていることから、別表を参考に可能な限り体験実習先で行う予定であった実習に近い形とするよう配慮すること。

3. 教育時間の確保について

新型コロナウイルス感染防止の影響を勘案し、補講授業、遠隔授業、授業中に課すものに相当する課題等を活用し、依命通達等で定める教育時間数を確保するための方策を講ずること。

4. 養成課程の修了の認定について

養成課程の修了の認定に関し、一斉に実施する定期試験等によらず、レポートの活用による学習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することは差し支えない。

5. 自動車整備技能登録試験の受験資格について

合格発表時までに修了基準を満たすことを前提に受験することを可能とする。なお、合格発表時までに未修了の場合は、その合格を取り消すものとする。

以上